

第 3 回島本町景観計画策定委員会事前説明 意見対応方針案

整理番号	該当箇所 (説明資料)	該当箇所 (第 3 回資料)	意見	対応方針
1.	P1	P1	「重層的」を分かりやすい表現にしてほしい。	自然、建築物、人工物、人々の活動といった様々な要素が重なり合い育まれたものが景観であることを記載します。
2.	P1	P1	②本町が景観施策に～「・これまで、本町においては、～」について、きめ細やかな対応が求められるようになったから「どうするのか」が必要では？	記載の背景のもと、「景観計画を策定する」こととした、ということを追記します。
3.	P2	P2	「景観行政団体」になるということがどういうことなのか、何ができるのか、説明がほしい。	景観行政団体の説明を注意書きとして追加します。
4.	P4	P4	「景観法を活用した総合的な景観施策の展開を図るものとします。」の主語と目的語が不足しているように見える。	「本町では」を冒頭に追加します。
5.	P10	P10	大沢の杉や尺代のヤマモモなど代表的な記述があると分かりやすい。	ご意見の通り、「大沢のすぎ」と「尺代のヤマモモ」に関する記載を追記します。
6.	P11	P10 P12	ホタル、ヒメボタルなどシンボルとなるような生物の記述や写真があると分かりやすい。	「大沢のすぎ」「尺代のヤマモモ」「水無瀬川のホタル」及び「若山神社のツブラジイ林」の写真を追加します。
7.	P11	P12	生物多様性について記載しているのはよいが、種の多様性の記載のみになっているので、島本町の生息地(山や河川など)の多様性についても記載する方がよい。	ご意見の通り生息地の多様性についても追記します。
8.	P32	P33	島本町役場の建設計画における景観形成や配慮のポイントがあればその記載。	新しい庁舎がどのような景観形成の方向性を持っているか追記します。
9.	P32	P33	まとまった商業空間の形成が伝わる写真と差し替え。	まとまった商業空間の形成が伝わる写真に差替えます。
10.	P58	P20 P60	北摂山系区域の境界が、近郊緑地保全区域境界とは一致しないがそれでよいのか。	近郊緑地保全区域境界線につきましては、見直しを行い修正しております。 北摂山系区域と山並み配慮区域の境界につきましては、原則開発許可基準等が大きく異なる市街化区域と市街化調整区域の境界を基本とし、一部既存集落が形成されている市街化調整区域内の地域につきましては山並み配慮区域としております。
11.	P59	P61	区域ごとの景観形成の目標像について、①北摂山系区域と③淀川沿岸区域は、語尾を「保全する」と修正いただきたい。	ご意見の通り修正します。

12.	P59	P62 等	景観計画区域の名称について、「歴史的街道区域」と「市街地区域」の名称がしっくりこない。「市街地区域」は「市街化区域」と混合してしまう。街道を強調して、「西国街道区域」がよいかもしれない。	「歴史街道区域」を「西国街道区域」、「市街地区域」を「一般市街地区域」と修正します。
13.	P61	P63 P66	届出対象行為に開発行為も追加するという方向がよいと思う。道路や緑地帯のとり方について意見を言うことができるのがこの時になる。開発行為を対象としなければ、そこに建つ個々の建物は届出対象行為に該当しないため、俎上にのぼってこないことになる。	届出対象行為に開発行為を追加し、基準案を追加します。
14.	P61	P63 P66	届出対象行為について、開発行為も対象とした方がよいのではないか。	
15.	P63 P64	P65 P66	山並み配慮区域と淀川沿岸区域のアクセントカラーの基準について、単調な意匠にならないようにするために、低層部のみに規定する必要はないのではないか。ガイドラインで量や配色の考え方を示した方がよい。	基準からは削除し、ガイドラインで誘導します。
16.	P63 P64	P65 P66	山並み配慮区域の外壁に関する基準の記載「山並みを背景とする眺望景観から目立つ位置に長大な壁面を設置しない」は、配置の基準「山並みを背景とする景観への配慮のため、建築物の存在感が軽減する配置に配慮する」と重複するのではないか。	外壁の方に記載している内容を削除します。
17.	P64	P64 P65	景観形成基準の順番について、「建築物及びこれに附属するものの配置」は後に持ってくることにしたい。	ご意見の通り修正します。
18.	P64	P65	色彩基準に関連して、「山並みとの調和」と書かれているが、どのように運用していくかが難しいと思う。例えば、山並みとの距離により、調和する色彩というのは違ってくるし、敷地周辺が市街地なのか自然なのかでも違ってくる。北摂山系を持つ周辺市でどのような基準を持っているか押さえておくといよいのではないか。	敷地の周辺状況や建築物により望ましいものは変わってくるため、基準での記載は難しいと考えます。運用の際にアドバイザーとの協議の場を持つなど、適切な誘導ができるようにしていきたいと考えます。
19.			前回、表彰制度を持つなど、良い景観形成に寄与している事例を顕彰していくことも重要だということが意見としてあったように思う。	良いものを褒めることで、他がなってくれるような表彰制度等の仕組みについてのご意見はいただいております。 「(4) 景観を活かしたまちづくりの推進の施策」の「景観に関する啓発活動」の実施のなかで検討していきます。

20.		<p>町民が景観計画に興味と関心を持てるような町民向けの分かりやすい媒体の作成。</p>	<p>景観計画の他に、景観ガイドラインを作成し、住民や事業者の皆様に啓発を行う予定です。</p>
21.		<p>町で住民から写真を募っているのであれば、そのストックを今後どう活かしていくかという展開が重要ではないか。</p>	<p>町政施行80周年記念イベントとして令和2年度に実施しました「観光フォトコンテスト」につきましては、まちの魅力発信・観光振興のため活用しております。</p> <p>また、ホームページのリニューアルに伴い、令和3年度実施しました「町内の風景などの掲載写真の募集」につきましては、ホームページ内で活用しております。</p> <p>景観に係るフォトコンテスト等具体的な施策につきましては、活用方法も含め今後検討します。</p>
22.		<p>住民の意見が景観や施策に活かされるのが重要。今回は枠組みを作っているが、もっと踏み込んだ住民協働が今後必要ではないか。景観計画で書くと重たくなるが、住民の声が集まって計画をアップデートしていけるような仕組みがあるとよい。</p>	<p>景観施策に係る住民協働の仕組みづくりや景観計画の改訂方法等具体的な施策につきましては、いただいた意見を踏まえ今後検討します。</p>